

事 務 連 絡
平成12年12月27日

都道府県
各 指定都市 民生・衛生主管部（局）御中
中核市

厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する
法律の施行前に発出された通知の取扱いについて

記

障害福祉部関係の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行及びこれに伴う関係政令、省令、告示、通知等の改正の概要については、本日付障第981号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知により通知したところである。

当該通知の記第7において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行前に発出された指揮監督権限に係る通知（以下「旧通知」という。）の取り扱いについて、別途通知することとしているところであるが、現在、旧通知のうち、地方自治法245条の9に基づく法定受託事務処理基準と位置づけるものについて、地方分権推進委員会と協議中である。これらの通知案については、地方分権推進委員会との協議が整い次第、追って貴職宛に通知をする予定であるが、協議の結論が出るまでの当面の間、既に法定受託事務処理基準として取り扱う旨を明示したものと及び廃止をしたものを除き、旧通知については、技術的助言として取り扱うこととしているので、その旨御了知のいただくとともに、管内の市区町村への周知をお願いする。